

# 令和6年度埼玉県サービス管理責任者等更新研修 実施要領

## 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」と呼ぶ。)の養成及び資質の向上を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

## 3 受講対象者(以下の①～②をすべて満たす者)

- ① 埼玉県内の事業所で従事している(従事する見込みがある)者
- ② 令和元年(2019年)度以降にサービス管理責任者等更新研修(以下「更新研修」と呼ぶ。)、またはサービス管理責任者等実践研修(以下「実践研修」と呼ぶ。)を修了した者で、次の1または2の要件を満たす者
  - 1 現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、又は相談支援専門員として従事している者
  - 2 受講開始日前5年間において、上記1の業務に通算して2年以上従事していた者

### <更新研修の受講についての留意事項>

- ・ 従事する見込みがある者とは、今年度中に埼玉県内の事業所で従事する予定が具体的にあり、ある者のことです。(従事する見込みの証明書を提出して下さい。様式自由)
- ・ 平成30年(2018年)度以前にサービス管理責任者等研修(旧カリキュラム・分野別)を受講済で、その後、更新研修を未受講の者は、実践研修を受講してください。
- ・ 令和元年(2019年)度以降に更新研修を修了した者は、更新研修を修了した年度の翌年度を初年度とし、5年度ごとの各年度末までに更新研修を修了する必要があります。
- ・ 令和元年(2019年)度以降に実践研修を修了した者は、実践研修を修了した年度の翌年度を初年度とし、5年度ごとの各年度末までに更新研修を修了する必要があります。
- ・ 令和元年度サービス管理責任者等実践研修及び更新研修修了者は、今年度中に更新研修を受講しないとサービス管理責任者等の資格が失効します。

## 4 研修内容・日程等

### サービス管理責任者等更新研修(2日間)

定員 300名程度

内容

- ・ 障害福祉の動向に関する講義
- ・ サービス提供の自己検証に関する演習
- ・ サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

合計 13時間

## 講義・演習（2日間）

内容	研修期間	研修時間
A 日程	令和 6 年 12 月 18 日（水）	さいたま市文化センター 多目的ホール 9：30～17：30（予定） （うち昼食時間1時間）
	令和 6 年 12 月 19 日（木）	
B 日程	令和 7 年 1 月 16 日（木）	
	令和 7 年 1 月 17 日（金）	
C 日程	令和 7 年 2 月 20 日（木）	
	令和 7 年 2 月 21 日（金）	

※ 講義・演習受講前に必要な事前課題があります。

※ 演習日程の選択はできません。受講決定された演習受講日の変更は原則できませんので、あらかじめ御了承ください。

## 5 受講費用

4,000円（研修資料代等）及び振込手数料

※ 受講費用は、受講決定通知に同封する振込払込書にてお支払いしていただきます。

※ 自己都合による受講辞退の場合は、いかなる理由があっても返金いたしません。

※ 実習課題の作成・提出にかかる費用（通信費等）は受講者の自己負担となります。

## 6 修了証書の交付等

(1) すべての研修の修了者に対して、演習終了時に修了証書を交付します。

(2) 研修修了者については、埼玉県が名簿を管理します。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんので、御留意ください。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

## 7 応募要領

### (1) 申込方法

1 電子申請 と 2 申込書類送付の両方の申込が必要です。下記手順にて申請してください。

1. 電子申請 下記 URL より**電子申請**してください。  
受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、所属事業所等メールアドレス宛に受講希望者毎の受付番号が自動発信されます。  
受付番号は送付書類に記入が必要となりますので、大切に保管してください。

電子申請先 有限会社プログレ総合研究所

「受講申込書」(様式 1 号)の内容を下記の有限会社プログレ総合研究所のホームページから電子申請してください。(様式 1 号の郵送提出は不要です)

URL : <https://ws.formzu.net/fgen/S33199642/>

研修に係る書類には、電子申請に基づく表記で記載を行います。

研修に係る書類は、電子申請された所属事務所所在地に発送します。

2. 下記 1 から 5 の申込書類を番号順に折らずに送付してください。

※ 申込書類 1、2、5 の様式は、プログレ総合研究所ホームページよりダウンロードして使用ください。

※ 角型 2 号封筒 (24 cm × 33.2 cm) A4 用紙が入る封筒を使用してください。

※ 郵送書類に不足がある場合は、受講できません。

1	チェックリスト (A4 1 枚)
2	受講申込・推薦確認書
3	修了証書等の写し 2 枚または 3 枚または 4 枚 ※ 1
4	氏名が変わったことが分かる書類 (該当者のみ) ※ 2
5	返信用切手 (返信用を専用用紙に貼付したもの) ※ 3

同封する書類について

#### ※ 1 修了証書等の写し 2 枚または 3 枚または 4 枚

以下 (1) ~ (5) に該当する修了書等の写しを提出

- (1) 平成 30 年度以前においてサービス管理責任者等研修修了者 (分野別) で、令和元年度以降に初回更新研修を修了し、2 回以上更新の方は、①③⑦または①③④⑤⑦
- (2) 平成 30 年度以前においてサービス管理責任者等研修修了者 (分野別) で、令和元年度以降に相談支援初任者研修 (講義部分) または相談支援初任者研修を修了し、令和元年度以降に初回更新研修修了者は、①③⑦
- (3) 平成 30 年度以前においてサービス管理責任者等更新研修修了者 (分野別) で、令和元年度以降に相談支援初任者研修 (講義部分) または相談支援初任者研修を修了し、令和元年度以降に初回更新研修を修了し、2 回目以上の更新研修の方は、①③⑦
- (4) 令和元年度以降においてサービス管理責任者等基礎研修及び実践研修修了者で、初回更新研修を受講する方は、②③⑥
- (5) 令和元年度以降においてサービス管理責任者等基礎研修及び実践研修修了者で、初回更新研修を修了の方は、②③⑥⑦

- ① サービス管理責任者等研修修了証書の写し（平成30年度以前）
- ② サービス管理責任者等基礎研修修了証書の写し
- ③ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講証明書又は相談支援従事者初任者研修修了証書の写し
- ④ 旧障がい者ケアマネジメント研修修了証書の写し
- ⑤ 相談支援従事者初任者研修（1日課程）修了証書の写し
- ⑥ サービス管理責任者等実践研修修了証書の写し
- ⑦ サービス管理責任者等更新研修修了証書の写し（令和元年度以降）

\* 修了証書の紛失により写しを提出できない場合

【上記研修を埼玉県で受講した方】

- ・①②④を紛失した場合は、紛失届を提出してください。なお、紛失届を提出した者は、7（3）の期日までに受講決定通知を送信できない場合があります。

【埼玉県以外で受講した方】

- ・受講した都道府県に修了証明を依頼し添付してください。

※2 修了証書等に記載されている氏名から変更となっている場合には、氏名が変わったことが分かる書類を合わせて御提出ください。

※3 2名以上申し込まれる場合は、1人につき1枚ずつ台紙が必要です。

## 郵送先

〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

\* 「サービス管理責任者等更新研修書類在中」と朱書きしてください。

## (2) 応募期限

**電子申請：令和6年10月18日(金)までに入力**

**郵送締切：令和6年10月18日(金) 消印有効**

## (3) 受講決定通知

受講決定通知は、**令和6年10月28日(月)**に電子申請された所属事業所所在地宛に投函いたします。受講者は、同封する振込用紙にて**令和6年11月15日(金)**までに受講費用を振り込んでください。期日までに振り込みが確認できない場合は、受講辞退とみなします。

## 8 受講上の注意

### (1) 演習前事前課題について

演習前事前課題が期日までに提出がなされない場合は、他の日程への変更を含めて受講ができなくなります。

※演習前事前課題の提出期日は受講決定通知に記載されています。

### (2) 欠席、遅刻、早退における途中離脱等について

講義・演習における、欠席、遅刻、早退については、研修内容のすべてを受講できなかったと判断し、原則として修了とは認められません。

(3) 講義・演習進行の妨げになる発言・行動等について

講義・演習中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における途中離脱や終始無言等)、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

【お問い合わせ先】

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当

〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

電話番号：048-640-4401

048-871-6196 ※臨時回線 10月25日(金)まで

FAX番号：048-640-4408

メールアドレス：s-shougai@omiya-fukushi.co.jp

U R L : <http://www.omiya-fukushi.co.jp>